

ITパスポートで 広がる可能性 未来は新たなステージへ

茨城県では、すべての企業人が身につけるべきデジタルリテラシーの習得を図り、DX進展下において企業の生産性向上や成長産業・分野への労働移動を促進するため、従業員のリスキリングに取り組む企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助金の活用を検討される場合は、**募集要領**及び**補助要項**を必ずご確認ください。



茨城県 ITパスポート等 取得支援補助金

補助金応募締切日

第1回 締切 令和5年10月31日(火)

第2回 締切 令和5年12月28日(木)

第3回 締切 令和6年2月29日(木)

対象検定試験

※応募者多数の場合は、先着順により交付決定を行います。 ※申請額が予算を超えた時点で、申請受付を終了することがあります。
※補助金の申請は、申請対象者の合格を確認したうえで書類を作成し、手続きを行ってください。(合格確定前の申請は受付できません)

ITパスポート試験 | DS検定® | G検定

事業の流れ



補助対象者／補助対象事業／補助対象経費・補助率等／応募先・応募方法について詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ

Tel.029-301-3653 E-mail ▶ rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県ITパスポート等取得支援補助金ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/itpassport.html>



《補助対象者》

補助金の対象となる事業者は以下のいずれかに該当する者です。

▶茨城県内に本社、本店、支店又は事業所を有するもの(個人事業主を除く)

▶普通法人、公益法人等、協同組合等またはこれらの代表者が加入する茨城県内に設置された経済団体、経営団体、産業支援団体等

※補助事業終了後も引き続き1年以上茨城県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定であること

※県税に未納がないこと

《補助対象事業》

補助対象となる県内企業等が、茨城県内に勤務する従業員等に対し、次の検定試験を受験するために必要な経費又は資格手当を交付する事業を新たに実施する場合、その事業に要した費用の一部を補助する事業です。

ITパスポート試験

DS検定®

G検定

※合格した場合に限る

※補助対象事業について、教育訓練給付制度等、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている場合は補助対象外とする

※対象となる従業員等とは、正社員だけでなく契約社員や出向者、パートタイム労働者、アルバイト、技能実習生も対象。さらに、法人の履歴事項全部証明書に登録されている役員も対象。

※上記の3検定は、それぞれ次の領域の基礎的な知識の習得を証明するもの
ITパスポート試験:IT・ソフトウェア領域、DS検定®:数理・データサイエンス領域、
G検定:AI・ディープラーニング検定

詳しくは、[県ホームページ](#)をご覧ください。



補助率

10/10

ただし、補助事業者が大企業に
該当する場合は 1/2

《補助対象経費・補助率等》

経費区分

内容・補助限度額

1 試験受検料

補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験(「対象検定試験」に掲げる試験をいう。以下同じ。)の受験のために、各試験実施主体に対して支払った受験手数料(従業員等が自ら受験手数料を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部を支払った場合を含む。)ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。

- ▶ITパスポート試験 7,500円
- ▶DS検定® 11,000円
- ▶G検定 13,200円

2 対策講座受講料等

補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験の対策のために試験対策講座提供事業者に対して支払った受講料又は参考図書の購入に要した経費(従業員等が自ら受講料又は図書購入費を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部を支払った場合を含む。)ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、1講座又は図書1冊に限るものとし、次の金額を上限とする。

- ▶ITパスポート試験 20,000円
- ▶DS検定® 40,000円
- ▶G検定 60,000円

3 資格手当

補助事業者が、茨城県内に勤務する従業員等に対し、試験に合格したことを条件として支払った資格手当、奨励金又は資格補助金等
ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。

- ▶ITパスポート試験 27,500円
- ▶DS検定® 51,000円
- ▶G検定 73,200円

(注1)「①試験受検料」と「②対策講座等受講料」は同一の従業員等で併給可能。また、同一の従業員等が複数の試験に合格した場合、併給可能。それ以外の場合は、併給は認められない。

(注2)当該補助事業について、教育訓練給付制度等、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている場合は、補助対象外とする。

(注3)補助対象経費は、いずれも他の経理と明確に区分できるものに限る。

応募先
応募方法



申請フォーム

いばらき電子申請・届出サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay

届出サービス内で **補助金** 検索



郵送

※簡易書留等の送達過程の記録が残るもの



〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ